

大阪市告示第1597号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年11月21日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書を貼っている物件）は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和7年12月5日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
八幡筋線	中央区心斎橋筋2丁目2番先	置き看板
三休橋千日前線	中央区東心斎橋1丁目19番先	酒樽（木製）
三休橋千日前線	中央区東心斎橋1丁目18番先	台（プラスチック製） （3点）
三休橋千日前線	中央区東心斎橋1丁目18番先	三角コーン（2点）

（建設局総務部管理課）